

意見書第8号

インボイス制度の実施延期を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり読谷村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月22日提出

読谷村議会 議長 伊波 篤 殿

提出者	読谷村議会運営委員会	
	委員長	神谷嘉栄
賛成者	副委員長	上地利枝子
	委員	城間真弓
	委員	山内政徳
	委員	國吉雅和
	委員	比嘉幸雄
	委員	松田昌邦

インボイス制度の実施延期を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大の収束や景気回復が見通せない状況が未だ続いています。また、ウクライナ危機や円安による急激な原油・物価高騰で中小事業者は一層厳しいのが現状です。

このような中、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められています。

コロナ禍と物価高騰の状況で、多くの中小企業団体や税理士団体もインボイス実施について「凍結」「延期」「見直し」を表明し、実施に踏み切ることへ懸念の声を上げています。

日本税理士会連合会は、コロナ禍による経済活動の制約が解消され中小事業者の負担軽減措置が講じられるまで導入を延期することを要望し、全国青色申告会総連合も、インボイス制度への移行により、免税事業者が取引から排除されることや小規模事業者の納税にかかる事務負担の増加が想定されるとし、インボイス制度は廃止または凍結することを要望しています。

コロナ被害と異常な物価高騰が続く中で、地域経済に根差した中小零細業者の経営悪化を招くようなことがあってはなりません。

よって読谷村議会は、インボイス制度の実施延期を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月22日

沖縄県読谷村議会

あて先

衆議員議長、参議員議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣